

「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の見直しについて（案）

1 基本的な考え方

「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（以下「安全・信頼性基準」という。）」の見直しにあたっては、2の観点を踏まえ、安全・信頼性基準に規定されている「項目」、「対策」、「実施方針」について行う。

2 見直しの観点

安全・信頼性検討作業班において検討された事項及び次に掲げる事項は、安全・信頼性基準の見直しが必要なものと判断し、所要の検討を行う。

(1) 事業用電気通信設備規則の改正により技術基準が見直された事項

(例) 停電対策、大規模災害対策、緊急通報機能に関する規定の反映 等

(2) 「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方についての最終取りまとめ」、「I P ネットワーク設備委員会報告」の提言事項であって、安全・信頼性基準への反映が必要と認められる事項

(例) 基地局の無停電化やバッテリーの長時間化の推進、ネットワークの安全・信頼性の確保に係る取組状況の公開 等

(3) 携帯電話通信障害対策連絡会により共有化されたベストプラクティスで、安全・信頼性基準へ反映が必要と認められる事項

(例) 関連部門間の連携強化、設備導入時における品質評価の統一基準の策定、ヒヤリ・ハット事例の収集、事業者間の連携強化 等

(4) 電気通信事業法以外の関係法令の規定、電気通信事業関係団体の取組状況により、安全・信頼性基準への反映が必要と認められる事項

(例) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング機能の提供 等

(5) その他

- ① 利用者への情報公開、周知等に関する事項の一本化
- ② 規定の整理等

3 その他

セキュリティの関連項目については別途検討を継続することとし、今回の見直しの対象外としている。